

国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (第56回会議)

国際監査・保証基準審議会メンバー せきぐち ともかず 関口 智和

国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board 「アイ・ダブル・エー・エス・ビー」) は国際的な監査及び保証基準を開発している。今回の会議 (第56回¹⁾) は、2014年6月16日から20日にかけてニューヨーク (米国) において、メンバー及びオブザーバーが出席の上、開催された。日本からは、筆者がメンバー、日本公認会計士協会の甲斐幸子研究員が筆者のアドバイザーとして出席したほか、金融庁 (企業会計審議会) より、五十嵐則夫委員がオブザーバーとして出席した。本稿において、会議の概要について紹介したい。

1 論点の検討

(1) 監査報告

IAASBは、監査報告の見直しに向けた取組みを進めており、2013年7月に公開草案 (コメント期限: 2013年11月) を公表している。今回の会議では、公開草案に寄せられたコメントレター (約140通) やフィールドテストの結果を含め、関係者から寄せられたフィードバックを踏まえた審議を行った。審議の結果、暫定的に合意された事項は次のとおりである。

(監査上の主要な事項)

- 「監査上の主要な事項」の記載を要求するのは、上場会社の一般目的の完全な一組の財務諸表の監査に限定する。ただし、その他の監査においても、当該事項を記載することを禁止しない。
- 監査人は、統治責任者にコミュニ

ケーションした事項の中から、監査の実施において特に注意を払った事項を決定することが求められ、その際、以下を考慮することが求められる。

- ① 重要な虚偽表示リスクがより高いと評価された領域又は国際監査基準 (ISA) 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に基づき特別な検討を必要とするリスクがあるとされた領域
 - ② 経営者による重要な判断又は見積りの適用が伴う財務諸表における領域に関連する監査人による重要な判断
 - ③ 当該年度において発生した重要な事象又は取引が監査に及ぼす影響
- 監査人は、上記に従って決定した事項の中から、当年度の監査において最も重要な事項を、「監査上の主要な事項」として決定する

ことが求められる。

- 監査人は、次の場合を除き、「監査上の主要な事項」と決定した事項を監査報告書に記載しなければならない。
- ① 法令又は関連する倫理規則によって、当該事項を公表することが禁止されている場合
 - ② 極めて稀な状況において、当該事項についてコミュニケーションを行うことによって重大な悪影響が生じるため、監査人が当該事項についてコミュニケーションを行うべきでないと判断した場合
- 「監査上の主要な事項」の記述には、次の内容を含むこととする。
- ① 当該事項が、監査において最も重要なものの1つであると考えられ、したがって、監査上の主要な事項に該当すると判断された理由についての説明
 - ② 当該事項について、監査上どのように対処されたか (how the

matter was addressed in the audit)

③ 該当するものがある場合、財務諸表における関連する開示への参照

- 「監査上の主要な事項」の記載例は、基準には含めず、スタッフ文書の形で提供する。

(監査報告書の様式等)

- 法令で特段の定めがある場合を除き、監査報告書の冒頭に監査意見を記載し、次に、意見の根拠を記載することを要求する。
- 法令で監査報告書の様式（記載順序を含む）や監査報告書の文言について特段の定めがある場合、一定の事項が含まれることを条件として、ISA700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」で要求されている様式や文言にすべて従っていない場合でも、ISAに準拠して監査が実施された旨を監査報告書で記載できるようにする。
- 監査責任者の氏名の記載は、上場会社の一般目的の完全な一組の財務諸表の監査に限って原則として要求する。

(継続企業の前提)

- 経営者が継続企業の会計ベースに基づき財務諸表を作成していることを監査人が適切と判断したか否か及び重要な不確実性の有無の記載に関して、公開草案における提案を修正し、現行どおり、重要な不確実性が識別された場合以外は監査報告書における記載を要求しないこととする。
- 企業が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる事象又は状況が識別されたものの、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する

重要な不確実性がないと判断された場合でも、適用される財務報告の枠組みの要求事項に照らして財務諸表が十分な開示を提供しているか否かについて監査人が評価をすることをISA570「継続企業」において要求するか否かについて、引き続き、検討を行う。

(ISA800シリーズ)

- ISA800「特別な考慮事項—特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」、ISA805「特別な考慮事項—個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」、ISA810「要約財務諸表に対する報告業務」について、一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査報告書との整合性を図る観点から部分的な改訂を行うため、2014年9月開催の次の会議において、公開草案の承認審議を行う。

IAASBは、今回の会議における積み残し事項を整理した上で、次の会議で監査報告書に関する基準（ISA720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」に関連する部分を除く。）について最終化することを予定している。

2 その他

(1) 戦略及び作業計画

IAASBは、2013年12月に、「IAASBの2015年から2019年における戦略（案）及び2015年から2016年における作業計画（案）」に関する協議文書（コメント期限：2014年4月）を公表している。今回の会議では、同協議文書に寄せられたコメント（50

通程度）を踏まえて修正が提案され、議論された。2015年から2016年における作業計画に記載する項目として合意されたプロジェクトは、次のとおりである。

- ① 国際品質管理基準（ISQC）1「監査事務所における品質管理」の改訂について検討を行う。
- ② ISA600「グループ監査」のうち、グループ親会社及びグループ監査人が所在する国とグループの営業、会計記録等が所在する国が異なる場合（通称、「レター・ボックス監査」という。）にISA600が適用されるか否か等、限定的な項目について対応の検討を行うとともに、情報収集を継続する。
- ③ 金融機関の監査に関する特別の考慮事項について、対応の検討を行う。
- ④ 職業的専門家としての懐疑心の強化に向けて、対応の検討を行う。
- ⑤ 国際関連サービス基準（ISRS）4400「合意された手続」の改訂について検討を行う。

IAASBは、次の会議において、「IAASBの2015年から2019年における戦略及び2015年から2016年における作業計画」を最終化することを予定している。

(2) 品質管理基準

IAASBは、2015年以降、ISQC 1の改訂に関する検討を行うことを予定している。今回の会議では、検討対象とする論点の範囲について予備的な議論が行われた。IAASBは、今回の会議の議論を踏まえつつ、今後、論点の検討を行っていくことを予定している。

(3) データ分析

IAASBは、「イノベーション、ニーズ、将来の機会に関する作業グルー

プ」を設置し、監査や保証業務に関連する環境変化に対応するため、新たな保証業務基準の開発が必要か否か等について継続的に検討を行うこととしている。今回の会議では、IT技術の進展に伴い、データの活用やデータの分析が監査において一層重

要になってきているとの指摘を踏まえ、大手監査事務所の代表者から、監査実務におけるデータ分析のあり方についてプレゼンテーションがなされた。

IAASBは、今回の会議におけるインプットを踏まえつつ、今後、ISA

の開発や改訂が必要か否かについて検討を行っていくことを予定している。

〈注〉

- 1 電話会議による会議の開催は除く。